

平成31年3月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 平成31年3月22日(木) 午後1時00分～午後3時30分
2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F
3. 出 席 者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫
委 員 武井 紀夫
委 員 吉田 一雄
委 員 渡部 佳子
委 員 豊田 雅之

職 員

教育部長	岩埜 伸二
教育部次長兼教育総務課長	秋元 淳
教育部参事兼施設課長	勝畑 成一
教育部参事兼学校教育課長	河野 勝
教育部参事兼文化課長	稲木 章宏
教育部参事兼図書館長	渡邊 雅夫
教育部参事兼中央公民館長	石井 一彦
学校給食課長	真戸原裕二
生涯学習課長	野口 琢郎
まなび支援センター所長	岡崎 由子
学校給食センター所長	地曳 俊雄
郷土博物館金のすず副館長	稲葉 昭智
学校再編課主幹	内海 雅彦
(会議事務局)	
教育総務課主幹	長谷川光敏
教育総務課主事	萩原奈央子

4. 傍 聴 人 数 0名(非公開議案3件、非公開報告1件)

5. 議 案

- 議案第 7 号 平成31年度重点目標・施策について
議案第 8 号 教育財産の用途廃止及び移転等に伴う所管換えについて
議案第 9 号 木更津市社会教育委員の委嘱について
議案第 10 号 木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第 11 号 市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について
議案第 12 号 木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 13 号 木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 14 号 木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定つ

いて

議案第 15 号 木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 16 号 木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 17 号 木更津市視聴覚ライブラリー管理運営規則の制定について

議案第 18 号 木更津市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 19 号 木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 20 号 職務の級が 6 級以上の職員等の人事について

議案第 21 号 木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について

議案第 22 号 木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について

6. 報告事項

報告第 1 号 専決事項の報告について

教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令について

報告第 2 号 専決事項の報告について

木更津市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について

報告第 3 号 専決事項の報告について

木更津市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について

報告第 4 号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案（工事請負契約の締結）について

報告第 5 号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案（木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の制定）について

報告第 6 号 臨時代理の報告について

校長及び教頭等の任命の内申について

7. 議事大要

○高澤教育長

定刻となりましたので、平成 31 年 3 月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、豊田委員にお願いいたします。また前回、2 月定例会議の会議録につきましても、吉田委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第 7 号「平成 31 年度重点目標・施策について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第 7 号「平成 31 年度重点目標・施策について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料 3 ページをご覧ください。本議案は、平成 31 年度本市教育委員会の重点目標・施策を定めるにあたり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 5 条第 1 号の規定

により、議決を得ようとするものでございます。

別にお配りさせていただきました、表紙に「平成31年度重点目標・施策」と記載の
ございます資料の1ページをご覧ください。この重点目標・施策につきましては、毎年
度ごとに教育委員会における当該年度の取り組みなどを市民に明らかにするために策定
しているものでございます。平成31年度の重点目標・施策の策定に伴う基本方針につ
きましては「第2期木更津市教育振興基本計画」及び同じく現在策定しております「木
更津市第2次基本計画」、「木更津市第2次教育大綱」を基本方針として、本市の基本構
想及び第2次基本計画に掲げる「子どもを育む環境づくり・まちを支える人づくり」の
実現に向け、各施策を積極的に展開していくことといたします。

見開きの左側でございます目次をご覧ください。各施策の内容についてでございます
が、第2期教育振興基本計画と同様、子育て支援の充実、学校教育の充実、青少年の健
全育成、社会教育の推進、スポーツ・レクリエーションの振興、市民文化の充実、人権
擁護の推進の7つを基本施策とし、各種事業に取り組むこととしております。それぞ
れの施策における詳細な取り組み内容につきましては、資料2ページ以降となります。昨
年度からの大きな修正・変更点といたしましては、第2期木更津市教育振興基本計画に
習い策定をしているところでございますが、第2次基本計画、第2次教育大綱とも並行
して策定していたことに伴い、第2次基本計画の策定過程において不採択となった事業
につきましては、平成31年度の重点目標・施策において削除しているものでございま
す。

また、第2期教育振興基本計画において新たに数値での目標を取り入れたことにより、
重点目標・施策にも取り入れようと考えております。しかしながら、数値目標につつま
しては、平成31年度組織改正等をふまえ、新たな体制での検討が今一度必要であると
考えられるため、今回の重点目標・施策には取り入れておらず、したがって別冊資料も
(素案)とさせていただきます。

今後4月以降の組織体制が確定後、新たな数値目標及び新しい組織において、目標を
再度精査した上で、教育委員会会議にお諮りしたいと考えておりますので、どうぞよろ
しく願いいたします。なお、その際に所管課の表記等につきましても新たな体制に沿
うよう修正をさせていただきます。その他につきましては、改めて資料をご確認ください
ますようお願いいたします。またご意見等がございましたら、4月5日(金)までに
事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○武井委員

元号の改正についてはどうする予定でしょうか。

○秋元教育部次長

元号が決定次第、改正をする予定でございます。

○吉田委員

素案での議決ということですが、本日の議決についてはどういった観点で審議をすればよろしいでしょうか。

○秋元教育部次長

現状は素案という形でお示しをしておりますが、基本的な方針・骨子について審議をいただきたいと考えております。今後、本議決に従い、先ほどあげたような細かい点を精査してまいります。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第7号「平成31年度重点目標・施策について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第8号「教育財産の用途廃止及び移転等に伴う所管換えについて」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第8号「教育財産の用途廃止及び移転等に伴う所管換えについて」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料4ページをご覧ください。本議案は、平成30年度末に統合を行う富岡小学校及び中郷中学校、また平成30年7月1日をもって仮移転をした中央公民館の旧敷地及び建物、平成30年度末をもって閉館となる金田公民館の、4つの敷地及び建物について、普通財産として所管を市長部局に変更することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第4号及び第11号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

なお、各敷地及び建物の詳細につきましては、5ページから8ページをご覧ください。また、用途廃止及び変更予定日につきましては、全て平成31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきましてご質問をいただく前に、この4つの施設等について現時点での今後の活用方針等を説明いただけますか。

○岩埜教育部長

まず富岡小学校についてはサウンディング型市場調査を行ったのですが、あまり成果が思わしくなく、都市計画区域について地区計画から見直し、その後再度サウンディングを行う予定でございます。

中郷中学校については、ローヴァーズ株式会社という、イオンリテール等でもサッカークラブを行っているクラブの会社なのですが、そちらと検討を進めておまして、校庭については人工芝をはった上でサッカー場とし、建物の中についてはダンススクール

としての活用等を考えているとのことです。

中央公民館の旧敷地については現在、取り壊す予定でございますが、再配置計画の実施計画に基づき進めてまいります。

金田公民館につきましても、再配置計画においては取り壊しが予定されております。その後、改めて市長部局において活用方法を検討していく予定でございます。

○高澤教育長

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第8号「教育財産の用途廃止及び移転等に伴う所管換えについて」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第9号「木更津市社会教育委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第9号「木更津市社会教育委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料9ページをご覧ください。本議案は、木更津市社会教育委員の任期満了に伴い社会教育法第15条第2項並びに木更津市社会教育委員に関する条例第3条及び第4条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

10ページの候補者名簿をご覧ください。新たに委嘱を予定している候補者は18名ですが、現在選考中の候補者を除き14名を記載しております。任期は平成31年4月1日から2021年3月31日までの2年間となります。次に、11ページの参考資料をご覧ください。候補者18名のうち、再任が12名、新規が2名でございます。また、各候補者の所属等につきましては、記載のとおりでございます。なお、No. 1の木更津市小中学校長会、No. 4の木更津市子ども会育成連絡協議会、No. 6の木更津市青少年相談員連絡協議会、No. 10の木更津市立公民館運営審議会の推薦による委員候補者につきましては、現在、各種団体等におきまして選考中でございます。候補者の推薦がございましたら、改めて提案を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第9号「木更津市社会教育委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第10号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第10号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料12ページをご覧ください。本議案は、木更津市立公民館運営審議会委員の任期満了に伴い社会教育法第30条並びに木更津市立公民館設置及び管理運営条例第6条及び第7条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

13ページの候補者名簿をご覧ください。新たに委嘱を予定している候補者は20名ですが、現在選考中の候補者を除き19名を記載しております。任期は平成31年4月1日から2021年3月31日までの2年間となります。次に、14ページの参考資料をご覧ください。候補者20名のうち、再任が12名、新規が7名でございます。また、各候補者の所属等につきましては、記載のとおりでございます。なお、No. 1の木更津市小中学校長会の推薦による委員候補者につきましては、現在、団体におきまして選考中でございます。候補者の推薦がございましたら、改めて提案を予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○渡部委員

公民館運営審議会委員ですので、この団体については公民館の運営について議論していく団体だと考えているのですが、その委員として社会教育関係者、学校教育関係者が必要ということでしょうか。

○石井教育部参事兼中央公民館長

委員の選定基準につきましては社会教育法において定められているところでございますが、その中に、文部科学省令で定める基準を参酌するものとされております。その文部科学省令で定める基準として「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」がございまして、そちらに基づき、選定を行っているものでございます。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第10号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第11号「市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第11号「市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料15ページをご覧ください。本議案は、市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議内容の変更に関して、16ページのとおり市長から協議を求められましたので、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第19号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、変更の内容についてご説明申し上げます。議案資料20ページの新旧対照表をご覧ください。変更箇所につきましては、平成31年度組織改正に伴い、施設課が廃止されることから、施設課所管業務となっておりました建築物の整備、それに伴う予算業務等が総務部資産管理課に移管となるため、該当部分の記述を修正するものでございます。

続きまして、22ページをご覧ください。7といたしまして、来年度より新たに金田地域交流センターが設立され、現在の金田公民館の機能をセンターに移管しようとすることから、センターへ配属された職員が社会教育法第22条に規定する教育委員会の権限に属する事務を補助執行できるよう記述を追加したものでございます。その他の箇所につきましては、表記を一部修正し、より分かりやすくしようとするものでございます。

以上のことから、平成30年3月22日に市長と教育委員会とで合意した、協議の内容を変更するものでございます。なお、本協議が合意されたときは、平成30年3月22日に合意した協議は、廃止となります。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

なければ、まず補助執行についてももう少し説明いただけますでしょうか。

○秋元教育部次長

追加された補助執行ですが、金田地域交流センターが市民部の所管となり、教育委員会の所属ではなくなってしまうことから、本来は教育委員会の業務であるものについて市民部の職員に権限を委ね、事務を執行できるようにすることで、金田地域における社会教育を後退させることがないようにしたものでございます。似た事務については市民部スポーツ振興課に補助執行しております体育施設の開放について、本来、教育委員会の所管事務ではありますが、事務の執行をスムーズにするため市民部スポーツ振興課へ権限を委ねているもの等がございます。

○勝畑教育部参事兼施設課長

施設課にかかる補助執行については、学校の工事や不具合等の修繕について、今までは教

育委員会内の施設課で行っていましたが、今回の協議によって、今まで行っていた事務をすべて総務部において集約させるための変更でございます。

○渡部委員

今まで金田公民館で行っていた業務については、新たに市民部の職員に補助執行されることですが、その場合具体的な事業の内容等については誰が考えることになるのでしょうか。

○秋元教育部次長

人員に関しましては、社会教育関連に携わる職として社会教育主事という資格があるのですが、その有資格者1名を市民部に置き、具体的な事業等について検討できるよう、協議を行っております。金田地域交流センターについては指定管理者制度を導入しておりますので、個人の趣味に関するイベントやサークル等については指定管理者のほうで企画をすることを考えております。その他の家庭教育に関するもの、高齢化社会に関するもの等、より公共的な、市として行っていかなければならない事業について、その職員に企画運営をしてもらうという形でございます。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第11号「市長と木更津市教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議について」につきまして、原案どおり合意することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり合意することに決定いたしました。

続きまして、議案第12号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第12号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料23ページをご覧ください。本議案は、平成31年度の組織改正等に伴い、関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案資料26ページからの新旧対照表をご覧ください。改正箇所につきましては、平成31年度組織改正に伴い担当制から係制へと変更することにより、第13条の表中、担当を全て係へと改めるものでございます。また、同じく組織改正に伴い施設課が資産管理課へ、学校再編課が学校教育課学校再編係へと再編されることから、施設課及び学校再編課を削除し学校教育課に学校再編係を新たに追加するものでございます。続きまして27ページをご覧ください。第14条の表分掌事務について施設課の分掌事務の一部を教育総務課に引き継ぐことから、19及び20を追加し、また、学校再編課にかかる分掌事務については、学校教育課の分掌事務17を新たに追加するものでございます。第15条第1項については、君津地方視聴覚教材センターが平成30年度末

で閉所することに伴い各教材を木更津市教育委員会に移管し、業務の一部を引き継ぐことから新たに教育機関として（７）木更津市視聴覚ライブラリーを追加するものでございます。また、第２項の表につきましては第１３条の表と同様、担当制から係制への変更に伴い改めるものでございます。２８ページをご覧ください。第１６条の表、分掌事務につきましては、第１５条第１項で追加しました木更津市視聴覚ライブラリーにかかる分掌事務を追加するものでございます。２９ページ以降の第１８条以降につきましても、平成３１年度組織改正に伴う役職等の変更によりそれぞれ改めるものでございますので、以降の説明は省略させていただきます。なお、この規則は平成３１年４月１日から施行いたします。また、この改正により条の廃止及び繰り上げがあったことに伴い、この規則を参照しておりました木更津市外国語指導助手等の勤務条件に関する規則の一部をあわせて改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○吉田委員

４０ページ等の一部の条において、本文が省略されておりますが、この部分において本文の変更点はないということよろしいのでしょうか。

○事務局

そのとおりでございます。こちらについては例えば第２６条が全て削除されたことに伴う条の繰り上げを表しており、本文が略になっているものでございます。

○渡部委員

各職員の主な職務について、かなり整理された状態になっているように見受けられます。例えば旧来の表だと部長職については「教育委員会及び教育長の指揮を受け」となっておりますが、新規の表だと一律「上司の命を受け」となっており、ここで言う上司とはどういった方を指す言葉になるのでしょうか。

○秋元教育部次長

まず、変更については今回の組織改正に伴い市長部局と協議し、全面的に修正をしております。今まではかなり丁寧に書かれていたものを簡略化したということが前提でございます。ご質問のあった「上司の命」については役職によって変わるものとなり、例えば部長であれば「教育委員会及び教育長」であったり、課長であれば「部長」であったりとそれぞれの役職によって読み替えるものでございます。

○高澤教育長

分掌事務の追加についてですが、例えば教育総務課の分掌事務部分について、分掌事務１から１７については変更なしで略されておりますが、１８だけは全文記載されており、アンダーラインが引かれています。これは１８で何か変更等があったということでしょうか。

○事務局

本件につきましては、１８で変更があるわけではなく、変更前のものについては１８までであったものが、新たに１９、２０を追加するといった意味合いでアンダーライン

を引いているものになりますので、本文の修正等はございません。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

＜意見なし＞

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第12号「木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり合意することについて賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり合意することに決定いたしました。

続きまして、議案第13号「木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第13号「木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料42ページをご覧ください。本議案は、平成31年度組織改正等に伴い関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案資料43ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所といたしましては、金田公民館が廃止され新たに金田地域交流センターが設置されることから、別表第1中、公民館長印の個数を16から15へと、また木更津市立市民学習会館長印を7から6へと改めるものでございます。また、平成30年度末で富岡小学校と中郷中学校が統合により廃止となることから、同表中、小・中学校印及び小・中学校長印の個数を32から30へと改めるものでございます。なお、この規則は平成31年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

＜質問なし＞

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

＜意見なし＞

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第13号「木更津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第14号「木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第14号「木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料44ページをご覧ください。本議案は、学校教育法及び千葉県教育委員会行政文書規則等の一部改正に伴い関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案資料46ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所といたしましては、第1条の小学校及び中学校の部分について、新たに義務教育学校の文言を追加したものでございます。なお義務教育学校については、学校教育法第五章の二において規定されており、小中一貫教育を行う学校でございます。続きまして第4条の表主任主事について、県費負担職員に該当する職がないことから削除し、副主査と主事の担当業務をまとめるものでございます。続きまして、47ページをご覧ください。第52条につきましては、職員の勤務状況報告書の提出期限について、3学期制を前提とした規則となっていたため、資料記載のとおり改めようとするものでございます。またその他の改正につきましては、文言の修正等でございます。なお、この規則は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

なければ、この規則中、学校事務の共同実施という文言が出てまいります、簡単に説明いただけますでしょうか。

○河野教育部参事兼学校教育課長

学校事務につきましては基本的に1校につき1人しか配属されませんが、例えば中学校区の事務同士が集まって共同で研修を行ったり、業務を正確に遂行するための会議を持ったりするものでございます。また、グループごとに集まってテーマを決め、様々な課題等にも取り組んでおります。

○高澤教育長

あわせて、配偶者同行休業についても説明いただけますか。

○河野教育部参事兼学校教育課長

配偶者同行でございますが、婚姻関係にある、例えばご主人が海外勤務になった場合、今までは奥さんである教員が退職し、同行するという事が多くありました。それを3年という期限はございますが、教員という身分を保証したまま、つまり休業という形で対応をしようとするものでございます。3年以内であればまた日本へ戻ってきた際に同じく教員として働くことができるという救済制度となっております。

○渡部委員

第48条に学校沿革誌等の文書保存期間があると思いますが、保存期間が永年から30年に変更されたのはどういう理由なのでしょう。

○河野教育部参事兼学校教育課長

保存場所の容量等もあり、ある程度の期間、それが30年ということですが、その程度の期間が経てば恐らく需要もなくなるのではないかとの判断と思われま

○渡部委員

お話の内容も分かりますが、一方で文化的なものの保存と言った観点で考えるとどうなのかとも感じる

○河野教育部参事兼学校教育課長

補足させていただきますと、確かに規則においては保存年数が30年となりましたが、保存しなければならない年数が30年ということですので、実際の事務において30年

○高澤教育長

永久保存から30年保存への変更については、法改正があったことによる全国一斉の改正となります。学校沿革誌については学校における大きな行事や出来事をまとめたもので、今までは永久保存でしたので学校が出来てから全てのものが残って

○吉田委員

学校関係の職にいる者としては、それらの文書保存期間が永年でなくなるといったことには若干疑問を覚えることも確かです。学びはいつからでも出来る

○高澤教育長

そういったご意見も分かります。しかし一方で先ほど申し上げたように個人情報になりますので、やはりある程度の期間が経ったら処分をするべきだ

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第14号「木更津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきま

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第15号「木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供

○秋元教育部次長

議案第15号「木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規

則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料5 1 ページをご覧ください。本議案は、木更津市請西千束台特定土地区画整理事業の換地処分に伴い、関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案資料5 2 ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所といたしましては、別表（第2条）中、請西千束台特定土地区画整理事業区域となっていた部分について、千束台一丁目から二丁目、真舟一丁目2番地27から64までに改めるものでございます。なお、この規則は平成31年3月23日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第15号「木更津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第16号「木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第16号「木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料5 3 ページをご覧ください。本議案は、平成31年度組織改正等に伴い、関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案資料5 4 ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所といたしましては、平成30年度末で富岡小学校と中郷中学校が統合により廃止となることから、学校給食の実施方式において、自校単独方式の学校が無くなるため、第2条第3号を削除し、別表中馬来田小学校を富来田小学校へ改め、あわせて、自校単独方式の項を削除するものでございます。また、平成31年度組織改正に伴い、担当制から係制へと変更されることから、第12条中担当総括を係長へと改めるものでございます。なお、この規則は平成31年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

＜質問なし＞

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

＜意見なし＞

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第16号「木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第17号「木更津市視聴覚ライブラリー管理運営規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第17号「木更津市視聴覚ライブラリー管理運営規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料55ページをご覧ください。木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の制定に伴い、関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、制定内容についてご説明申し上げます。第1条は趣旨として、この規則が木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例に基づき、必要な事項を定めるものとしてしています。第2条は視聴覚教材等の使用の範囲でございます。視聴覚教材等について、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市にある保育園、幼稚園、小学校、中学校、その他の団体等に許可をするものでございます。第3条は職員でございます。ライブラリーの職員につきましては、生涯学習課職員がその業務にあたるものでございます。第4条は使用の制限でございます。視聴覚教材等については、観覧料を伴う催し物や、特定の政党や宗教を支持、反対等するための使用を制限するものでございます。第5条は使用の手続でございます。使用しようとするものは、別途申請書を提出する必要があるものでございます。第6条は貸出数量及び期間でございます。視聴覚教材等の貸し出し数量、及び、期間について定めたものでございます。第7条は使用者の義務でございます。使用者は原状に復し、返却日までに返却することを定めております。第8条は報告でございます。返却の際、使用報告書を提出しなければならないものいたします。第9条は紛失又は破損の届出及び弁償でございます。使用者が紛失又は破損等した場合、速やかに視聴覚教材等紛失（破損）届を提出し、生じた損害を賠償しなければならないものいたします。最後に第10条その他として、他に必要な事項については別途定めるものいたします。なお、この規則は平成31年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○吉田委員

政派という文言が出てまいります、こちらはこういった意味になりますか。

○秋元教育部次長

こちらに関しましては、特定の政党の派閥や政治集団といった意味で使用しております。教育全般に言えることですが、一党一派に支配されないといったことが大前提ですので、こういった文面を記載しております。

○高澤教育長

確認ですが、機材の移動等は全てすんでいるのでしょうか。

○野口生涯学習長

3月16日の土曜日に全て移動は済ませております。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第17号「木更津市視聴覚ライブラリー管理運営規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第18号「木更津市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第18号「木更津市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料62ページをご覧ください。本議案は、公民館の休館日の規定について関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案資料63ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所といたしましては、第4条第2号国民の祝日について、国民の祝日に関する法律に規定する休日に改めるものでございます。なお、この規則は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第18号「木更津市立公民館管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第19号「木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第19号「木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料64ページをご覧ください。本議案は、市民学習会館の休館日の規定について関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案資料65ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所といたしましては、先ほどの議案第18号と同様、第3条第2号国民の祝日について、国民の祝日に関する法律に規定する休日に改めるものでございます。なお、この規則は公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

＜質問なし＞

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

＜意見なし＞

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第19号「木更津市立市民学習会館等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第20号から第22号につきましては、人事案件となりますので関係職員以外は退室をお願いします。

＜教育部長・教育部次長・教育総務課職員以外 退室＞

それでは、議案第20号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第20号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その2の1ページをご覧ください。本議案は、平成31年3月31日付け及び4月1日付けの職務の級が6級以上の職員、指導主事、社会教育主事、司書及び学芸員の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第5号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページをご覧ください。はじめに、1の職務の級が6級以上の職員でございますが、(1)

平成31年3月31日付け退職者が5名、(2)平成31年4月1日付け採用者が2名、(3)転出者が4名、(4)転入者が2名、(5)教育委員会内部の昇格者が1名、(6)教育委員会内部の異動が10名でございます。

3ページをご覧ください。次に、2の指導主事でございますが、(1)平成31年3月31日付けの退職が2名、(2)平成31年4月1日付けの任命が2名でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第20号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

<生涯学習課長・中央公民館長 入室>

続きまして、議案第21号「木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第21号「木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その3の1ページをご覧ください。本議案は、非常勤職員をもって充てる教育機関「公民館」の長の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第19号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページの候補者名簿をご覧ください。非常勤職員の館長は11名で、任期は平成31年4月1日から2020年3月31日の1年間でございます。候補者11名のうち、再任が7名、新規が4名でございます。各候補者の職歴につきましては、表右側の前職欄のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第22号「木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

<生涯学習課長・中央公民館長 退室、文化課長・郷土博物館金のすず副館長 入室>

続きまして、議案第22号「木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第22号「木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その4の1ページをご覧ください。本議案は、非常勤職員をもって充てる教育機関「博物館」の長の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第19号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページ及び3ページの候補者名簿及び資料をご覧ください。非常勤職員の館長の任期は、平成31年4月1日から2020年3月31日の1年間でございます。候補者につきましては再任で、名簿記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第22号「木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

<全職員 入室>

続きまして、報告事項に移ります。

報告第1号、専決事項の報告「教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令について」事務局から説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

報告第1号、専決事項の報告「教育課程編成の基準に関する規程の一部を改正する訓令について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料66ページをご覧ください。この報告は木更津市立小学校及び中学校の教育課程の編成に関して関係規程の一部を改正することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第9条第1項第3号の規定により、67ページのとおり2月28日付けで教育長が専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。69ページの新旧対照表をご覧ください。第3条実施報告について、第2号の報告事項内に、道徳が含まれておりますが、小学

校については平成30年4月1日から中学校については平成31年4月1日から「特別の教科である道徳」へ教科化されたことから文言を改めるものでございます。なお、この規程の施行日は、平成31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、続きまして、報告第2号、専決事項の報告「木更津市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について」事務局から説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

報告第2号、専決事項の報告「木更津市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料70ページをご覧ください。この報告は、平成31年度組織改正に伴い、関係規程の一部を改正することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第9条第1項第3号の規定により、71ページのとおり3月19日付けで教育長が専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。73ページの新旧対照表をご覧ください。平成31年度組織改正に伴い、担当制から係制へと変更したこと、また、施設課が資産管理課へ、学校再編課が学校教育課学校再編係へ再編されたことから、該当の部分につきまして、改正又は削除しようとするものでございます。なおこの規程の施行日は、平成31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、続きまして、報告第3号、専決事項の報告「木更津市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について」事務局から説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

報告第3号、専決事項の報告「木更津市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料75ページをご覧ください。この報告は平成31年度組織改正等に伴い、関係規程の一部を改正することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第9条第1項第3号の規定により、76ページのとおり3月19日付けで教育長が専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。78ページの新旧対照表をご覧ください。平成31年度組織改正に伴い、施設課が資産管理課へ、学校再編課が学校教育課学校再編係へ再編されたこと、金田地域交流センターが新たに設立され、金田公民館の機能がそ

ちらへ移管されることから、施設課、学校再編課、金田公民館、金田学習会館の部分につきまして削除しようとするものでございます。また、新たに木更津市視聴覚ライブラリーが設置されたことにより、ライブラリーを追加しようとするものでございます。なお、この規程の施行日は平成31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、続きまして、報告第4号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（工事請負契約の締結）について」事務局から説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

報告第4号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（工事請負契約の締結）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料79ページをご覧ください。この報告は、市議会の議決を要する事件の議案（工事請負契約の締結）について、小中学校の空調整備事業にかかる工事請負契約の締結が、市議会定例会の事務手続き上、教育委員会会議に諮る暇がなかったことから、木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、80ページのとおり平成31年2月22日付けで教育長の臨時代理で処理をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。81ページをご覧ください。今回の工事請負契約につきましては、市内小中学校の空調整備にかかる、実施設計業務及び施工業務となります。対象施設は小学校15校225教室及び中学校12校146教室でございます。また、契約金額及び契約の相手方につきましては、資料記載のとおりでございます。なお、本議案につきましては3月市議会定例会に追加で上程し、3月20日に議決されたことを申し添えます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、続きまして、報告第5号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の制定）について」事務局から説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

報告第5号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の制定）について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料82ページをご覧ください。この報告は、市議会の議決を要する事件の議案（木更津市視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の制定）について、市議会定例会の事務手続き上、教育委員会会議に諮る暇がなかったことから、木更津市教育委員会組織及び

運営規則第6条第1項の規定により、83ページのとおり平成31年2月22日付けで教育長の臨時代理で処理をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。84ページをご覧ください。今回の条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、木更津市視聴覚ライブラリーを設置するため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

なお、順番が逆となっておりますが、先ほど議決をいただいた議案第17号「木更津市視聴覚ライブラリー管理運営規則の制定について」にかかる規則は本条例に基づき制定したものでございます。この条例については、君津郡市広域市町村圏事務組合視聴覚教材センターが平成30年度末で閉所することに伴い、各教材を木更津市教育委員会に移管し業務の一部を引き継ぐことから、新たに教育機関として設立する木更津市視聴覚ライブラリーの設置について定めるものでございます。詳細な内容等については、前の議案等において既にご説明しておりますので、割愛させていただきます。また、本議案につきましても3月市議会定例会に追加で上程し、3月20日に議決されたことを申し添えます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

ご質問・ご意見がなければ、続きまして報告第6号ですが、本件につきましては、人事案件となりますので関係職員以外は退室をお願いします。

<教育部長・教育部次長・学校教育課長・教育総務課職員以外 退室>

それでは、報告第6号、臨時代理の報告「校長及び教頭等の任命の内申について」事務局から説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

報告第6号、臨時代理の報告「校長及び教頭等の任命の内申について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その5の1ページをご覧ください。この報告は、校長及び教頭等の任免の内申につきまして、内示等の関係から木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、2ページのとおり平成31年3月11日付けで教育長の臨時代理で処理をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

3ページをご覧ください。はじめに、1の教育委員会に関する項目でございますが、退職者が2名、採用者が2名でございます。次に、2が校長に関する項目でございます。退職者が7名、採用者が1名、市内小中学校間での配置換えが5名でございます。次に3の副校長に関する項目でございますが、こちらは配置換えが1名でございます。続きまして、4ページ、4の教頭に関する項目でございますが、こちらは退職者が1名、転出者が2名、採用者が3名、市内小中学校間での配置換えが12名でございます。また各項目の表中、星印は昇格者を示しております。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見なし＞

ご質問・ご意見がなければ、報告事項につきましては、以上といたします。

＜全職員 入室＞

続きまして、その他の事項につきまして、説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・平成31年3月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について

説明：秋元教育部次長

- ・平成30年度 定期監査の結果について

説明：秋元教育部次長

- ・教育総務課にかかる要綱の一部改正について

説明：秋元教育部次長

- ・木更津第一小学校改築及び（仮称）木更津市学校給食センター整備事業にかかるPFI事業者等審査委員会設置要綱の廃止について

説明：勝畑教育部参事兼施設課長

- ・学校教育課にかかる要綱の一部改正について

説明：河野教育部参事兼学校教育課長

- ・学校再編課にかかる要綱の廃止及び所管替えについて

説明：内海学校再編課主幹

- ・木更津市学校給食費管理規則の一部を改正する規則について

説明：真戸原学校給食課長

- ・木更津市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する告示について

説明：野口生涯学習課長

- ・木更津市公民館実践交流集会の実施報告について

説明：石井教育部参事兼中央公民館長

○高澤教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

○渡部委員

木更津市のホームページについて、携帯で確認すると新しくなっておりました。図書館がかなりクローズアップと申しますか、トップページからアクセスしやすい場所にあり、公民館との連携が書かれている等便利になったと感じております。人生100歳時代を迎える中、出かける場所のひとつとして図書館があると良いとのニュースを見たこともあり、情報発信の場としても今後期待したいと思っております。一方で、同じく情報発信の場になると思われる公民館のページについて探してみたところ、公民館の主催事業が記載されているページを見つけたのですが、内容が書かれている公民館が少なかったよ

うに見受けられました。実際の活動はされていると思いますし、私の探し方が悪かったのかも知れませんが、ぜひ積極的に発信してもらえればと思ひまして、お話をさせていただきました。

○石井教育部参事兼中央公民館長

まず、木更津市全体のホームページですが、新しくなったことにより従来トップページにあった「公民館・生涯学習」がなくなってしまう、市民から見づらくなってしまったとのご意見をいただいております。こちらに関しては情報政策課と協議の上、見やすい場所への変更等を検討し、最新のページについてはトップに上がっておりますのでご確認いただければと思います。

また、主催事業のページにつきましては、現在移行期間中でもございますので、新体制後にまた職員に通知をいたしまして、記載をしていく形にいたします。

○高澤教育長

他にご意見等ありますでしょうか。

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、4月の定例教育委員会会議につきましては、4月17日（水）午後1時から、市役所朝日庁舎多目的室Bで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○高澤教育長

以上をもちまして、平成31年3月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長
委 員